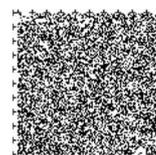
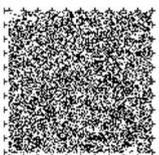


第3部

坂戸市障害福祉計画(第7期)・

坂戸市障害児福祉計画(第3期)





第1章 計画の目標

1. 計画の基本目標

障害のある人が地域で安心して暮らし続けるためには、様々なニーズに応える福祉サービスを提供することが重要です。そのために、坂戸市障害福祉計画（第7期）・坂戸市障害児福祉計画（第3期）では、以下の基本目標を設定し、求められるサービスの量と質の確保を進めます。

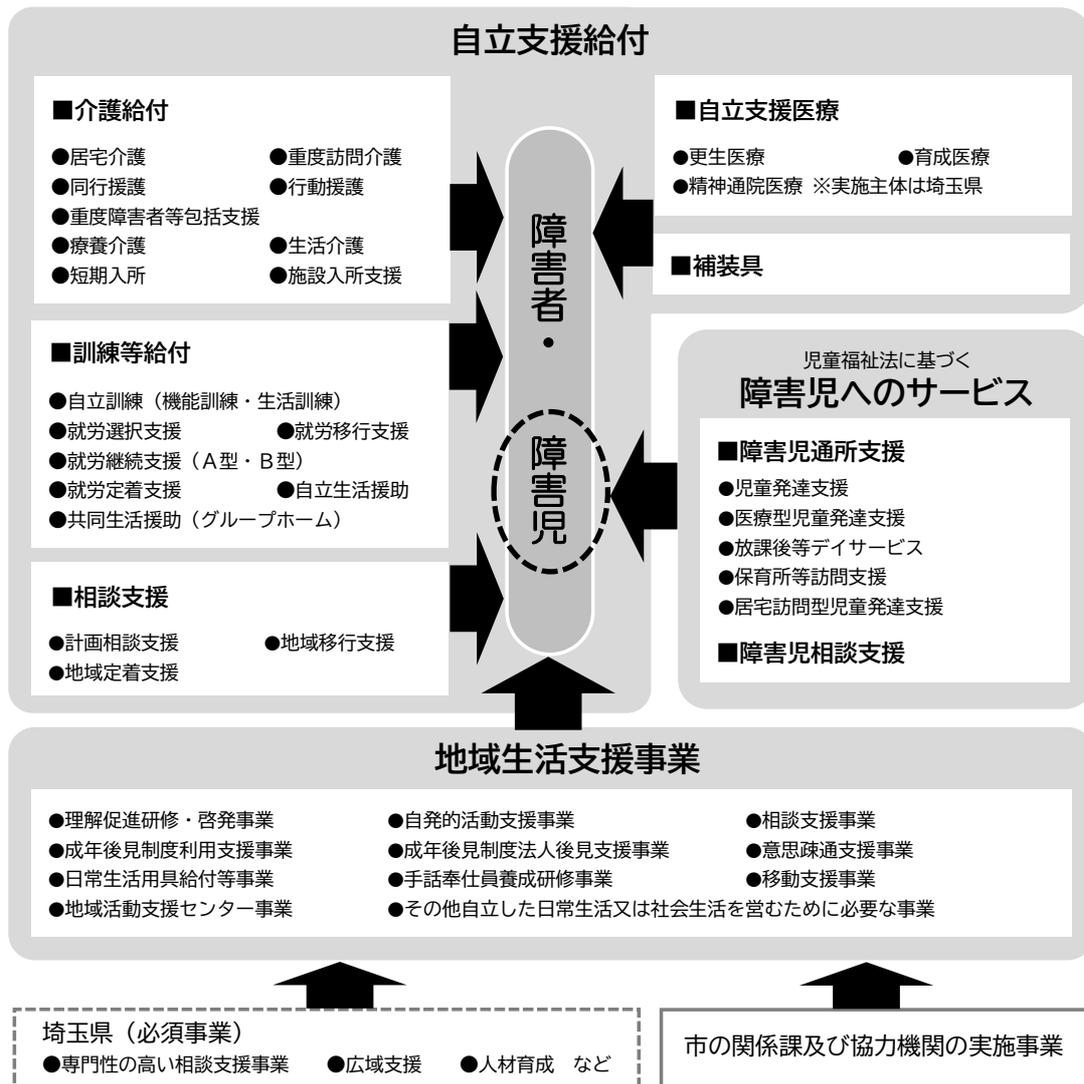
基本目標

福祉サービスの充実 ～「自立して生活できるまち」をめざして～

「自立して生活できるまち」は、障害のある人が主体となり、いつでも安心して相談できる場があり、市民、事業者、行政による多様な福祉サービスを、必要なときに利用できるまちです。

2. 障害者総合支援法等によるサービスと給付の種類等

障害者及び障害児への福祉サービスは、障害者総合支援法並びに児童福祉法により、以下に示す総合的な福祉支援システムを構成しています。



障害者総合支援法による福祉サービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」からなり、さらに自立支援給付は、介護給付、訓練等給付、相談支援、自立支援医療及び補装具に分けられます。

個々の具体的なサービスを、居宅における生活支援である「訪問系」、日中活動を支援する「日中活動系」、居住の支援である「居住系」等で分類し、児童福祉法に位置付けられた障害児に対するサービスとともに以下に示します。

(1) 在宅生活を支援する訪問系サービス

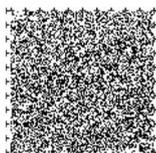
給付の種類	サービスの名称
介護給付	居宅介護
	重度訪問介護
	同行援護
	行動援護
	重度障害者等包括支援
訓練等給付	自立生活援助

(2) 通所施設等日中活動系サービス

給付の種類	サービスの名称
介護給付	療養介護
	生活介護
	短期入所
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）
	就労選択支援 ²⁷ ※新設
	就労移行支援
	就労継続支援（A型・B型） ²⁸
	就労定着支援
障害児通所支援 ※児童福祉法	児童発達支援
	医療型児童発達支援
	放課後等デイサービス
	保育所等訪問支援
	居宅訪問型児童発達支援

²⁷ 就労選択支援:障害者本人が就労や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービス。

²⁸ 就労継続支援(A型・B型):通常の事業所に雇用されること(一般就労)が困難な障害者に就労の機会を提供するとともに、生産活動などの機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。雇用契約を結び利用する「A型」と、雇用契約に基づく就労が困難な人が利用する「B型」の2種類がある。



(3) 入所施設等居住系サービス

給付の種類	サービスの名称
介護給付	施設入所支援
訓練等給付	共同生活援助
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設 ※児童福祉法による都道府県事業

(4) 相談支援

給付の種類	サービスの名称
相談支援給付	計画相談支援
	地域移行支援
	地域定着支援
	障害児相談支援 ※児童福祉法

(5) 自立支援医療

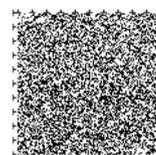
自立支援医療は、指定医療機関による診察、治療、手術などを公費で負担し、本人負担割合を1割に軽減する医療制度です。

自立支援医療	更生医療
	育成医療
	精神通院医療 ※都道府県事業

(6) 補装具

補装具は、障害のある人の身体機能を補完・代替し、長期間にわたり継続して使用されるもので、義肢、装具、車椅子等の以下の種目があります。自立支援給付として補装具の購入等に係る費用を支給します。

障害種別	種目
肢体不自由	義肢（義手・義足）、装具（上肢装具・下肢装具・体幹装具・靴型装具）、座位保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ（一本つえを除く）、重度障害者用意思伝達装置
視覚障害	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害	補聴器、人工内耳用音声信号処理装置（修理のみ）
身体障害児のみ	座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具



(7) 地域生活支援事業

市町村が、地域の特性や利用者の状況に応じて、創作活動・生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図る事業として各種事業を推進するもので、一律に実施が義務付けられている「必須事業」と市町村の判断で行う「任意事業」とがあります。

3. 市の関係課及び協力機関の実施事業

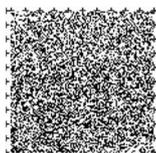
計画の基本理念及び基本目標を実現するため、市の関係課及び協力機関による各種事業を推進しています。

障害福祉サービス提供事業者については、平時から地域住民や関係機関等との緊密な関係性を構築するよう啓発を行うとともに、利用者の安全確保や権利擁護等について研修会等を実施するよう指導を行います。

4. 施策の体系

本計画は、以下の体系で推進します。

基本目標	施策の方向	施策
福祉サービスの充実 「自立して生活できるまち」 をめざして	障害福祉サービスの充実	令和8（2026）年度に向けた数値目標
		在宅生活を支援する訪問系サービス
		通所施設等日中活動系サービス
		入所施設等居住系サービス
		相談支援
		障害児支援
		地域生活支援事業



第2章 施策の展開

基本目標 福祉サービスの充実

障害のある人がいつまでも地域で安心して生活できるためには、一人ひとりの多様なニーズに応えられる福祉サービスを提供することが必要です。本計画では、前期計画である「坂戸市障害福祉計画（第6期）・坂戸市障害児福祉計画（第2期）」の計画期間中のサービスの利用実績や、令和4年度に実施された「障害者福祉に関するアンケート調査結果」などを踏まえ、障害のある人の今後のニーズを予測しながら、サービスの量や質の確保を図ります。

(1) 令和8（2026）年度に向けた数値目標

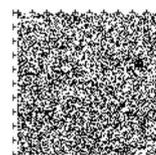
① 福祉施設入所者の地域生活への移行

施設入所者のうち、自立訓練事業等を通じて、グループホーム、一般住宅等に移行する人の数の目標値を設定します。

項目	目標値	備考
令和4（2022）年度末時点での福祉施設入所者数	79人	令和5（2023）年3月31日時点の施設入所者数
地域生活移行者数	5人	令和8（2026）年度末までに施設入所からグループホーム、一般住宅等の地域生活へ移行する人の数
国の基本指針	(i) 令和4（2022）年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 (ii) 令和8（2026）年度末時点の施設入所者数を令和4（2022）年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。	

なお、国の基本方針（ii）に対して、埼玉県は、「本県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などによる地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況であることから、本県では地域移行の促進と並行して必要な施設整備を行うとしているため、障害者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない」としています。

坂戸市では、本県の事情を勘案した県の考え方に従い、目標設定は行わないこととします。



② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害者に対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

A:保健、医療及び福祉関係者による協議の場の年間の開催回数の目標値を設定します。

項目	実績値 (回)			目標値 (回)		
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
協議の場の開催回数	1	1	1	1	1	1
国の基本指針	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。					

※令和5(2023)年9月末現在の実績

B:保健、医療及び福祉関係者による協議の場への参加者数の目標値を設定します。

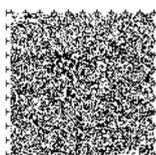
項目	実績値 (人)			目標値 (人)		
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
協議の場への関係者の参加者数	7	7	7	7	7	7
国の基本指針	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数の見込みを設定する。					

※令和5(2023)年9月末現在の実績

C:保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数の目標値を設定します。

項目	実績値 (回)			目標値 (回)		
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1	1	1	1	1	1
国の基本指針	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する。					

※令和5(2023)年9月末現在の実績



③ 地域生活支援の充実

障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活の支援を充実させるため、地域生活支援拠点の整備と機能の充実を図ります。

項目	実績値 (回・有無)			目標値 (回・有無)		
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
年1回以上の運用状況の検証の実施	1	1	1	1	1	1
強度行動障害者の支援体制の整備	—	—	—	—	—	有
国の基本指針	(i) 令和8(2026)年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともにコーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うことを基本とする。 (ii) 令和8(2026)年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関し、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。					

※令和5(2023)年9月末現在の実績

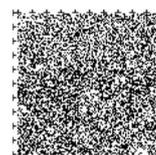
④ 福祉施設から一般就労への移行等

A:令和8(2026)年度の就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業)を通じた一般就労への移行者数の目標値を設定します。

項目	目標値	備考
令和3(2021)年度の一般就労移行者数	22人	令和3(2021)年度において、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した人の数
令和8(2026)年度の一般就労移行者数	29人	令和8(2026)年度において、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人の数
国の基本指針	福祉施設利用者のうち、令和8(2026)年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3(2021)年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。	

B:令和8(2026)年度の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数の目標値を設定します。

項目	目標値	備考
令和3(2021)年度の一般就労移行者数	21人	令和3(2021)年度において、就労移行支援事業を通じて一般就労に移行した人の数
令和8(2026)年度の一般就労移行者数	28人	令和8(2026)年度において、就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する人の数
国の基本指針	福祉施設利用者のうち、令和8(2026)年度中に就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数を令和3(2021)年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。	



C:就労移行支援事業利用修了者のうち、一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数の目標値を設定します。

項目	目標値	備考
令和8(2026)年度の就労移行支援事業者の一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数	1箇所	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業修了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所数(割合)
国の基本指針		就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。

D:令和8(2026)年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数の目標値を設定します。

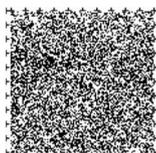
項目	目標値	備考
令和3(2021)年度の一般就労移行者数	1人	令和3(2021)年度において、就労継続支援A型を通じて一般就労に移行した人の数
令和8(2026)年度の一般就労移行者数	2人	令和8(2026)年度において、就労継続支援A型を通じて一般就労に移行する人の数
国の基本指針		福祉施設利用者のうち、令和8(2026)年度中に就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数を令和3(2021)年度実績の概ね1.29倍以上とすることを基本とする。

E:令和8(2026)年度の就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数の目標値を設定します。

項目	目標値	備考
令和3(2021)年度の一般就労移行者数	0人	令和3(2021)年度において、就労継続支援B型を通じて一般就労に移行した人の数
令和8(2026)年度の一般就労移行者数	1人	令和8(2026)年度において、就労継続支援B型を通じて一般就労に移行する人の数
国の基本指針		福祉施設利用者のうち、令和8(2026)年度中に就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数を令和3(2021)年度実績の概ね1.28倍以上とすることを基本とする。

F:令和8(2026)年度の就労定着支援事業の利用者の目標値を設定します。

項目	目標値	備考
令和3(2021)年度の就労定着支援事業の利用者数	40人	令和3(2021)年度における就労定着支援事業を利用した人数
令和8(2026)年度の就労定着支援事業の利用者数	57人	令和8(2026)年度における就労定着支援事業を利用した人数
国の基本指針		令和8(2026)年度中に就労定着支援事業の利用者数を令和3(2021)年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。



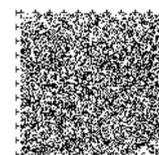
G:就労定着支援事業所のうち、就労定着率7割以上の事業所数の目標値を設定します。

項目	目標値	備考
令和8（2026）年度の就労定着率が7割以上の事業所数	1箇所	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所数（割合）
国の基本指針		就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

障害児の健やかな育成のために、障害児支援の提供体制の確保を図ります。

項目	目標値	備考
児童発達支援センターの設置数	1箇所	令和8（2026）年度末の児童発達支援センターの設置数
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	有	令和8（2026）年度末の障害児のインクルージョン推進体制の構築の有無
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1箇所	令和8（2026）年度末の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	0箇所	令和8（2026）年度末の主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数
医療的ケア児支援のための関係機関等の協議の場の設置	有	令和8（2026）年度末における医療的ケア児支援のための関係機関等の協議の場の設置の有無
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有	令和8（2026）年度末における医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置の有無
国の基本指針		<ul style="list-style-type: none"> (i) 令和8（2026）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一か所以上設置することを基本とする。 (ii) 令和8（2026）年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。 (iii) 令和8（2026）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも一か所以上確保することを基本とする。 (iv) 令和8（2026）年度末までに、医療的ケア児支援のため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。 (v) 令和8（2026）年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。



⑥ 相談支援体制の充実・強化等

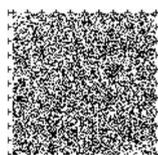
障害のある人の各種のニーズに対応できる専門的な相談支援を実施します。また、地域の相談支援事業者に対する人材育成と相談機関との連携強化を図ります。

項目	目標値	備考
基幹相談支援センターの設置	有	令和8（2026）年度末の基幹相談支援センターの設置の有無
地域のサービス基盤の開発・改善	有	令和8（2026）年度の協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数及び専門部会の設置数と実施回数
専門的な指導・助言件数	362件	令和8（2026）年度の基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
人材育成の支援件数	37件	令和8（2026）年度の基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	71回	令和8（2026）年度の基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
国の基本指針		(i) 相談支援体制を充実・強化するため、令和8（2026）年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。 (ii) 地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービスの質向上のため、県が実施する研修等へ市職員や事業所職員が参加します。

項目	目標値	備考
県が実施する研修への参加人数	8人	令和8（2026）年度における埼玉県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への参加人数
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有する体制	有	令和8（2026）年度における障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所等と共有する体制の有無
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数	1回	令和8（2026）年度における障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果共有の実施回数
国の基本指針		令和8（2026）年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。



(2) 在宅生活を支援する訪問系サービス

① 居宅介護

居宅において、入浴・排せつ・食事等の介護を提供します。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害者で、常に介護を必要とする人に、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動の支援等を総合的に提供します。

③ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代読・代筆を含む）、移動の援護等の外出の際に必要な支援を行います。

④ 行動援護

知的障害又は精神障害によって行動が著しく困難であって、常時介護を必要とする人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護等を提供します。

⑤ 重度障害者等包括支援

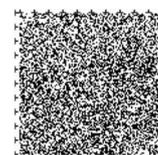
常時介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

■実績及び見込量

(1か月あたり)

サービス		実績			見込量		
名称	単位	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
居宅介護	人	47	42	54	54	54	54
	時間	738	690	865	865	865	865
重度訪問介護	人	2	2	2	2	2	2
	時間	77	133	77	77	77	77
同行援護	人	16	16	16	17	17	17
	時間	133	129	138	139	139	139
行動援護	人	23	23	24	25	26	27
	時間	731	752	771	817	849	882
重度障害者等 包括支援	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0

※令和5（2023）年9月末現在の実績



⑥ 自立生活援助

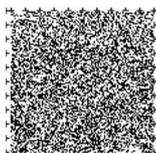
障害児支援施設やグループホーム等から、一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスです。

■実績及び見込量

(1か月あたり)

サービス		実績			見込量		
名称	単位	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
自立生活援助	人	0	0	0	2	3	4

※令和5(2023)年9月末現在の実績



(3) 通所施設等日中活動系サービス

① 療養介護

病院等への長期入院による医療的ケアに加え、常に介護を必要とする人に、主に昼間において、病院等で、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上のサービスを提供します。

■実績及び見込量 (1か月あたり)

サービス		実績			見込量		
名称	単位	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
療養介護	回	395	340	349	361	361	361
	人	13	11	12	12	12	12

※令和5(2023)年9月末現在の実績

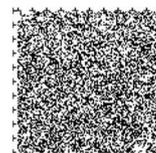
② 生活介護

常に介護を必要とする人に、主に昼間において、障害者支援施設等で行われる入浴・排せつ・食事の介護や創作活動又は生産活動の機会の提供等のサービスを提供します。

■実績及び見込量 (1か月あたり)

サービス		実績			見込量		
名称	単位	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
生活介護	回	3,029	3,021	3,199	3,300	3,402	3,504
	人	152	153	157	162	167	172

※令和5(2023)年9月末現在の実績



③ 短期入所

自宅で介護する人が病気等で介護できない場合、短期間、障害者支援施設等で、入浴・排せつ・食事の介護等のサービスを提供します。

■実績及び見込量 (1か月あたり)

サービス		実績			見込量		
名称	単位	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
短期入所	回	78	128	202	195	195	195
	人	13	20	30	30	30	30

※令和5(2023)年9月末現在の実績

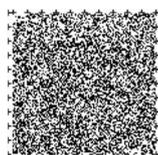
④ 自立訓練

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。

■実績及び見込量 (1か月あたり)

サービス		実績			見込量		
名称	単位	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
自立訓練 (機能訓練)	回	15	1	3	5	5	5
	人	1	1	1	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	回	47	80	125	125	125	125
	人	3	5	7	7	7	7

※令和5(2023)年9月末現在の実績



⑤ 就労選択支援（令和7年10月1日開始予定）

障害者本人が、就労や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望や就労能力、適性等に合った選択を支援します。

■実績及び見込量 (1か月あたり)

サービス		実績			見込量		
名称	単位	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
就労選択支援	回	—	—	—	—	140	180
	人	—	—	—	—	7	9

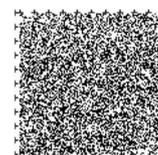
⑥ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、生産活動その他活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

■実績及び見込量 (1か月あたり)

サービス		実績			見込量		
名称	単位	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
就労移行支援	回	669	638	700	735	788	840
	人	36	36	39	42	45	48

※令和5（2023）年9月末現在の実績



⑦ 就労継続支援

一般企業等での就労が困難な人に、生産活動その他活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

■実績及び見込量 (1か月あたり)

サービス		実績			見込量		
名称	単位	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
就労継続支援 (A型:雇用型)	回	338	378	444	510	565	620
	人	18	21	24	28	31	34
就労継続支援 (B型:非雇用型)	回	3,136	3,332	3,413	3,393	3,446	3,498
	人	181	192	193	193	196	199

※令和5(2023)年9月末現在の実績

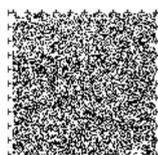
⑧ 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者の就労の継続を図るために、企業・自宅等への訪問等により必要な連絡調整や助言等を行うサービスです。

■実績及び見込量 (1か月あたり)

サービス		実績			見込量		
名称	単位	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
就労定着支援	人	17	18	20	22	25	28

※令和5(2023)年9月末現在の実績



(4) 入所施設等居住系サービス

① 施設入所支援

施設に入所している人に、主に夜間において、入浴・排せつ・食事の介護等の日常生活のサービスを提供します。(18歳未満の障害児については、児童福祉法に基づき、埼玉県が入所決定を行います)

■実績及び見込量

(1か月あたり)

サービス		実績			見込量		
名称	単位	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
施設入所支援	人	79	74	74	74	74	74

※令和5(2023)年9月末現在の実績

② 共同生活援助(グループホーム)

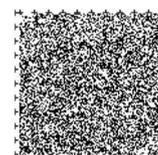
共同生活を営む住居で、主に夜間において、入浴・排せつ・食事等の介護のほか、日常生活上のサービスを提供します。

■実績及び見込量

(1か月あたり)

サービス		実績			見込量		
名称	単位	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
共同生活援助 (グループホーム)	人	91	100	112	122	132	142

※令和5(2023)年9月末現在の実績



(5) 相談支援

相談支援には、「計画相談支援」、「地域移行支援」及び「地域定着支援」があります。

「計画相談支援」は、障害福祉サービス又は地域移行支援や地域定着支援を利用する人を対象とし、サービス等利用計画の作成及び定期的に計画のモニタリングを行い、改善を図っていきます。

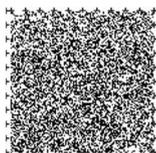
「地域移行支援」は、施設入所や入院から地域生活へ移行するための相談支援を行い、「地域定着支援」は、単身生活や家庭の事情等により同居の家族から支援を受けられない人が安心した地域生活を送るための相談支援を行います。

■実績及び見込量

(年度末現在)

サービス		実績			見込量		
名称	単位	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
計画相談支援	人	517	521	521	541	546	551
地域移行支援	人	1	0	0	1	1	1
地域定着支援	人	0	0	0	0	0	0

※令和5(2023)年9月末現在の実績



(6) 障害児支援

① 児童発達支援

療育を必要とする未就学児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

■実績及び見込量 (1か月あたり)

サービス		実績			見込量		
名称	単位	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
児童発達支援	回	685	720	786	874	918	962
	人	71	81	89	99	104	109

※令和5(2023)年9月末現在の実績

② 医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹機能の障害児に児童発達支援及び治療を行います。

■実績及び見込量 (1か月あたり)

サービス		実績			見込量		
名称	単位	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
医療型 児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0

※令和5(2023)年9月末現在の実績

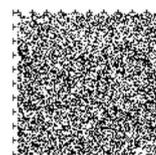
③ 放課後等デイサービス

就学児童(大学を除く)に対し、放課後や休校日において、生活能力の向上のために必要な訓練、地域との交流等を行います。

■実績及び見込量 (1か月あたり)

サービス		実績			見込量		
名称	単位	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
放課後等 デイサービス	回	2,375	2,566	2,886	3,013	3,077	3,141
	人	177	201	225	235	240	245

※令和5(2023)年9月末現在の実績



④ 保育所等訪問支援

教育・保育施設を訪問し、障害のある児童に対して、他の児童との集団生活への適応のための専門的支援、援助を行います。

■実績及び見込量 (1か月あたり)

サービス		実績			見込量		
名称	単位	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
保育所等 訪問支援	回	0	0	2	2	2	2
	人	0	0	1	1	1	1

※令和5(2023)年9月末現在の実績

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害の状態にあり、外出することが難しい児童を対象に居宅を訪問して児童発達支援を提供するサービスです。

■実績及び見込量 (1か月あたり)

サービス		実績			見込量		
名称	単位	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
居宅訪問型 児童発達支援	回	0	0	0	5	5	5
	人	0	0	0	1	1	1

※令和5(2023)年9月末現在の実績

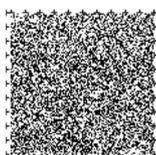
⑥ 障害児相談支援

障害児支援利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害のある児童の自立した生活を支え、障害のある児童の抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

■実績及び見込量 (年度末現在)

サービス		実績			見込量		
名称	単位	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
障害児相談支援	人	184	194	—	214	219	224

※令和5(2023)年9月末現在の実績



⑦ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する支援を総合的に調整するコーディネーターの養成研修を受講した者を配置し、医療的ケア児へのサービス提供につなげます。

■実績及び見込量 (年度末現在)

サービス		実績			見込量		
名称	単位	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
コーディネーターの配置	人	3	3	3	3	3	3

※令和5(2023)年9月末現在の実績

(7) 発達障害者支援

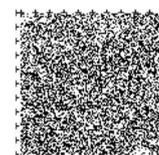
①ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等

保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援プログラム等の実施者を養成します。

■実績及び見込量 (年度末現在)

サービス		実績			見込量		
名称	単位	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
支援プログラム等の受講者数	人	0	0	0	1	2	3
ペアレントメンターの人数	人	0	0	0	1	2	3
ピアサポート活動への参加人数	人	0	0	0	1	2	3

※令和5(2023)年9月末現在の実績



(8) 地域生活支援事業

《 必須事業 》

① 理解促進啓発事業

障害のある人等に対する理解促進を図るための啓発を行います。

■実績及び見込量 (年間)

事業 名称	実績			見込量		
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
普及啓発活動の実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

※令和5(2023)年9月末現在の実績

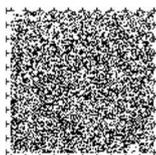
② 自発的活動支援事業

障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動(ピアサポート²⁹、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動、社会活動支援等)に対し支援します。

■実績及び見込量 (年間)

事業 名称	実績			見込量		
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
障害者団体事業費 補助金の交付	交付なし	実施	実施予定	実施	実施	実施
身体障害者相談員 知的障害者相談員	実施	実施	実施	実施	実施	実施

※令和5(2023)年9月末現在の実績



²⁹ ピアサポート:同じ問題を抱える人が集まり、それぞれの状況での自分の体験や行動、考えなどを披露し、互いに語り合うことにより支え合うこと。

③ 相談支援事業

障害のある人からの相談に応じて必要な情報の提供や助言、在宅生活や障害福祉サービスの利用に関する援助、調整等の支援を行います。

地域にある相談支援事業所等への協力、指導・助言及び関係機関との連携等の支援を行うとともに、相談支援に関して指導的役割を担う人材を計画的に確保できるよう努めます。

■実績及び見込量 (年間)

事業 名称	実績			見込量		
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
相談支援事業						
障害者等相談支援	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所
基幹相談支援センター	実施	実施	実施	実施	実施	実施
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	—	—	—	—	—	実施

※令和5(2023)年9月末現在の実績

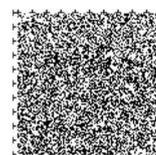
④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要と認められる障害のある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障害のある人の権利擁護を図ります。

■実績及び見込量 (年間)

事業 名称	単位	実績			見込量		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
成年後見制度 利用支援事業	人	4	5	4	5	5	5
成年後見制度 法人後見支援事業		—	—	—	—	—	—

※令和5(2023)年9月末現在の実績



⑤ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、高次脳機能障害等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、意思疎通の円滑化を図り、自立した地域生活を送れるよう支援します。

本市では手話通訳者や要約筆記³⁰者の派遣等を行うことで、聴覚障害者等の自立と社会参加の促進を図ります。

■実績及び見込量 (年間)

事業		実績			見込量		
名称	単位	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
手話通訳者派遣事業	件	231	198	144	360	360	360
要約筆記者派遣事業	件	1	3	1	4	4	4
手話通訳者設置事業		実施	実施	実施	実施	実施	実施

※令和5(2023)年9月末現在の実績

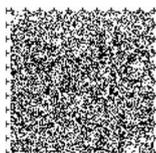
⑥ 日常生活用具給付等事業

障害のある人の生活を支援するため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付します。

■実績及び見込量 (年間)

事業		実績			見込量		
名称		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
日常生活用具給付等事業		1,853	1,976	2,114	2,243	2,353	2,468
介護訓練支援用具		3	6	0	4	4	4
自立生活支援用具		7	15	3	10	10	10
在宅療養等支援用具		4	9	4	7	7	7
情報・意思疎通支援用具		9	12	7	15	15	15
排泄管理支援用具		1,829	1,933	2,100	2,205	2,315	2,430
居宅生活動作補助用具		1	1	0	2	2	2

※令和5(2023)年9月末現在の実績



³⁰ 要約筆記:聴覚障害者への情報保障手段の一つで、話している内容を要約し、文字として伝えること。手書きで行う要約筆記(ノートテイク、OHP、OHC)とパソコンで行う要約筆記がある。

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある人と手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

■実績及び見込量 (年間)

事業		実績			見込量		
名称	単位	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
初級手話講習会の開催 (入門過程)	回	18	20	20	20	20	20
	人	6	19	25	25	25	25
初級手話講習会の開催 (基礎過程)	回	22	25	25	25	25	25
	人	5	12	13	20	20	20
手話通訳者養成講習会の開催 (準備コース)	回	20	30	30	30	30	30
	人	3	8	8	15	15	15

※令和5(2023)年9月末現在の実績

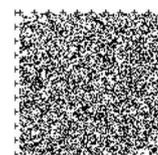
⑧ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人に対して、社会生活上必要な外出及び余暇活動等の移動を支援します。

■実績及び見込量 (年間)

事業		実績			見込量		
名称	単位	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
移動支援事業	利用者数 人	40	41	41	45	45	45
	利用時間数 時間	3,172.5	2,619.5	1,641.0	3,600.0	3,600.0	3,600.0

※令和5(2023)年9月末現在の実績



⑨ 地域活動支援センター

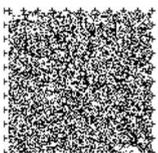
障害のある人に対し、創作的活動や生産活動等の機会を提供し、社会との交流を促進します。

■実績及び見込量

(年間)

事業		実績			見込量		
名称	単位	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
地域活動支援センター	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1
	実利用者数	人	14	10	7	10	10

※令和5（2023）年9月末現在の実績



《 任意事業 》

① 巡回支援事業

発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等に巡回し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。

■実績及び見込量 (年間)

事業			実績			見込量		
名称	単位		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
巡回 支援 事業	実施 箇所数	箇所	11	11	10	10	9	9
	巡回 回数	回	22	22	10	20	18	18

※令和5（2023）年9月末現在の実績

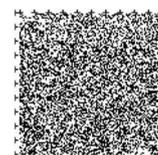
② 日中一時支援事業

日中活動の場を提供することにより、障害のある人の家族の介護負担の軽減及び就労支援に努めます。

■実績及び見込量 (年間)

事業			実績			見込量		
名称	単位		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
日中 一時 支援 事業	利用登 録者数	人	39	39	38	45	45	45
	利用日 数	日	661.5	730.0	343	900.0	900.0	900.0

※令和5（2023）年9月末現在の実績



③ 訪問入浴サービス

家庭での入浴が困難な場合に、移動浴そう車を派遣する入浴サービスの利用促進に努めます。

■実績及び見込量

(年間)

事業			実績			見込量		
名称	単位		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
訪問 入浴 サービス	実利用 者数	人	2	2	2	2	2	2

※令和5（2023）年9月末現在の実績

